

会 員 規 程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人自然環境管理サポートセンター（以下「本会」という）への会員制度について定めるものとする。

(会員)

第2条 本会の会員とは、本会の目的に賛同して、指定する手続きに基づき入会を申込み、理事会において入会を承認された個人、または法人とする。

第2章 入会及び退会

(入会の手続)

第3条 本会の会員になろうとする者は、本会の定款及び理事会が定める規則に同意したうえで、本規程に定める書式にて入会申込書を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

(入会申込みの不承認)

第4条 入会の申込みをしたものに、次の各号のいずれかの行為が認められた場合、入会が認められないことがある。

- ① 入会申込書に、虚偽の記載があった場合。
- ② 過去に本会から会員資格を取り消されたことがある場合。
- ③ その他、本会が会員と認めることを不相当と判断した場合。

(会員たる資格の取得)

第5条 理事会により会員として入会を認められた者は、入会申込書に記載の入会希望日までに本会に入会金及び当該年度分会費を納付しなければならない。かかる納付の後、入会希望日をもって会員たる資格を取得する。

(会 費)

第6条 入会金及び会費は、次に定めるとおりとする。

入会金 1,000 円 年会費 1,000 円

- 2 会費は本会会計年度ごとの年会費制とし、本会発行の請求書に基づき支払うものとする。
- 3 会員がすでに収めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

(変更の届出)

第7条 会員は、その名称、住所、連絡先等、本会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに本会へ連絡するものとする。

2 会員が、前項の連絡を行わなかったことにより、不利益を被った場合には、本会はその責任を一切負わないものとする。

(退 会)

第8条 会員は、定款第7条に定める手続に従い、退会することができる。

2 退会しようとする会員は、退会の30日前までに、本規則に定める書式にて退会届出書を作成し、これを理事会に対して提出しなければならない。

3 会員が死亡したときは、本会から退会したものとみなす。この場合は、前項の退会届出書の提出は不要とする。

(除 名)

第9条 会員は、定款第8条に定める手続に従い、除名されることがある。

(会員たる資格の喪失)

第10条 会員は総会決議により除名されたときは、当該会員は、代表理事がかかる除名の決定を当該会員に対して書面をもって通知した時に会員たる資格を喪失する。

(会費の返還)

第11条 退会又は除名により会員たる資格を喪失したものは、本会に対して既に支払った入会金、会費等の払い戻しを請求できない。

(会員資格喪失後の権利及び義務)

第12条 退会または除名により会員たる資格を喪失した者は、会員たる資格に基づき本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

第3章 個人情報保護

(個人情報の保護)

第13条 本会は、本会が定める個人情報保護規程に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

第4章 その他

第14条 本規則の改正は理事会の決議による。

附則

本規則は、令和6年6月4日から施行する。

個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、高度情報通信社会において、個人の尊厳を保つうえで個人情報の保護が極めて重要であり、一般社団法人自然環境管理サポートセンター(以下、「本会」という)の事業遂行に関連して取扱う、個人情報保護の適正な取扱いに係る基本事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、本会の役員および会員に対して適用する。また、個人情報を扱う業務を外部委託する場合もこの規程に従うものとする。

(定義)

第3条 この規程において「個人情報」とは、本会の事業遂行に関連して収集された個人に関する情報で、氏名、生年月日等により本人を識別出来るものをいう。なお、その情報形態は検索可能なものおよび情報媒体に記録されたものをいう。

(取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、次の原則に従っておこなうものとする。

- ① 本会の運営上必要な範囲において目的を明確に定めること。
- ② 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により行うこと。

(利用・提供)

第5条 個人情報を収集したときは、予め利用目的を公表している場合を除き速やかにその利用目的を、本人に通知または公表しなければならない。

- 2 個人情報の利用・提供は、次の原則に従って行うものとする。
 - ① 個人情報の利用は予め明示した目的の範囲に限ること。
 - ② 利用目的を変更する場合、変更前の合理的な関連性が認められる範囲で行ない、その内容目的と内容を本人に通知または公表すること。
 - ③ 法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供してはならない。
 - ④ グループによる共同利用の場合、共同利用者の範囲・利用する情報の種類・利用目的・情報管理の責任者の名称等について、予め本人に通知または本人が容易に知り得る状況におくものとする。

(個人情報の正確性の確認)

第6条 個人情報は利用目的に応じ、必要な範囲内において正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全性の確保)

第7条 個人情報に関する危険(個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい等)に対して、この規程に定める事項のほか合理的なセキュリティ管理を講ずるものとする。

2 不要および所定の保存期間が終了となった個人情報は、適正な方法によって破棄または消去するものとする。

(個人情報の秘密保持に関する職員の責務)

第8条 個人情報に関する収集・利用・提供または委託処理等、個人情報を取扱う職員はこの規程に定める事項に従い、個人情報の秘密保持に十分注意を払って業務を行うものとする。

(個人情報の委託処理等に関する措置)

第9条 個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合、委託業務目的以外の使用および複製の禁止・秘密保持・作業状況の確認等について委託契約書に定めると同時に、必要かつ適切な監督を行うものとする。

(公表)

第10条 本会が保有している個人情報は、次の事項について本人の求めに応じて遅滞なく通知するものとする。

- ① 保有している個人情報の利用目的。
- ② 個人情報の開示・訂正または削除・利用または提供を拒まれた場合の手続き。
- ③ 保有している個人情報の取扱いについての苦情申出先。

(開示)

第11条 本人から自己情報に関する開示請求があった場合、本人確認のうえ遅滞なく開示するものとする。

- 2 前項に係らず、次の場合には開示請求に応じない。
- ① 法令により本人への開示が不相当と認められたとき。
 - ② 本人からの照会に合理的な理由の開示がなく、応じることで著しく業務に支障が生じるおそれがある場合。
 - ③ 前項に基づき請求に応じない場合、原則として本人に説明を行うものとする。

(訂正・削除)

第12条 個人情報の記載内容に誤謬があり、本人から訂正または削除の請求を受けたときは、当該事項を確認のうえ遅滞なくその請求に応じるものとする。

(自己情報の利用または提供の拒否権)

第 13 条 本会が保有している個人情報について、本人から自己の情報についての利用または第三者への提供を拒まれた場合、これに応じるものとする。ただし、法令に基づく権限の行使による開示請求等必要な場合はこの限りでない。

(個人情報管理責任者)

第 14 条 個人情報管理責任者は理事をもつて充てる。

(個人情報管理責任者の責任)

第 15 条 個人情報管理責任者は、安全対策の実施・研修等実施するものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報管理者を任命することができる。

(監査と責務)

第 16 条 保有個人情報の管理状況についての監査は監事があたる。

2 監事は、保有個人情報の管理状況について必要に応じて監査を行い、その結果を理事会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は理事会の議決による。

附 則

令和 6 年 6 月 4 日 設定・施行